

第2次太子町エコチャレンジ・プラン

太子町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

～太子町管理施設での温室効果ガス削減に向けて～



令和5（2023）年5月

太 子 町

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	策定の趣旨	1
2	目的	1
3	計画期間	2
4	対象範囲	2
5	対象とする温室効果ガス	2
第 2 章	温室効果ガス排出量の目標	3
1	取組方針	3
2	目標	4
第 3 章	取組内容	5
1	職員共通の取組	5
2	庁舎・施設管理所属職員等の取組	8
第 4 章	計画の進行管理	10
1	推進体制	10
2	進行管理の仕組み	11
参考資料		12
1	対象施設一覧	13
2	エネルギー使用量報告書	14

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の趣旨

近年、世界各地では異常気象が発生し、国内においても猛暑や豪雨による自然災害が頻発するなど、地球温暖化が一因とみられる気候変動の影響が顕著化しており、生物多様性の保持を脅かす「気候危機」というべき深刻な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるように努力する」との目標が国際的に広く共有されました。

また、2020年10月我が国は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年4月地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに50パーセントの高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

このような情勢の変化を踏まえて、本町では国の地球温暖化対策計画で掲げられた目標をめざして、2021年7月に「太子町ゼロカーボンシティ宣言」、2023年2月に「太子町脱炭素ロードマップ」を策定し、脱炭素社会への取組強化を行っています。

そして、更なる地球温暖化対策を推進するため、第2次太子町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 目的

太子町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第21条第1項に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「第2次太子町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（略称「第2次太子町エコチャレンジ・プラン」という）を策定し、取組みを推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条(抜粋)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3. 計画期間

計画期間は、2023 年度から 2030 年度までの8年間とし、基準年度は2017年度とします。

なお、社会状況等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を見直すこととします。

4. 対象範囲

本計画の対象範囲は、本町が実施するすべての事務及び事業、本町が所有するすべての施設等を対象とします（参考資料参照）。

5. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律で対象とする6種類の温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取組みを推進していきます。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 取組方針

太子町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

太子町は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育んでいくために、「第2次太子町エコチャレンジ・プラン」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を遵守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令遵守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

2. 目標

地球温暖化対策計画（2021 年 10 月 22 日閣議決定）並びに大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に準拠し、2017 年度を基準に 2030 年度の温室効果ガスの排出削減目標を次のとおり定めます。

区 分	基準年度排出量 2017 年度	削減目標	目標年度排出量 2030 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	879,016 kg-CO ₂	50%以上	439,508 kg-CO ₂ 以下

※ 地球温暖化対策推進本部において2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表。

本町の事務及び事業における基準年度（2017 年度）の二酸化炭素排出量は、下記のとおりです。

単位：kg - CO₂

施設の区分	ガソリン	軽油	灯油	LPG	電力	合計
庁舎関係	0	0	0	0	259,758	259,758
学校教育施設	0	0	94,538	2,430	293,636	390,604
教育文化施設	0	0	0	0	127,592	127,592
福祉施設	0	0	0	0	39,998	39,998
産業施設	0	0	0	0	27,562	27,562
公園	0	0	0	0	8,128	8,128
公用車	22,159	3,215	0	0	0	25,374
総計	22,159	3,215	94,538	2,430	756,674	879,016

※ 温室効果ガスの排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められた排出係数を使用することとします。

ただし、電気事業者より本町が購入した電力については、関西電力の排出係数（直近公表値）を使用することとします。

第3章 取組内容

温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けて、職員一人ひとりがそれぞれの事務及び事業を通じて、次に掲げる対策に取り組めます。

1. 職員共通の取組

【省エネルギーの推進】

取組項目	取組内容
照明の適正使用	・ 不要な照明はこまめに消す。
	・ 執務室の照明は在室ゾーンのみ点灯する。
	・ 始業前や昼休み、時間外勤務時は、業務に支障のない範囲で消灯する。
	・ 必要な照度を確保した上で、支障のない範囲で照明を間引きする。
OA機器（パソコン、コピー機、プリンターなど）の適正使用	・ 2時間以上の離席時にはパソコンのスリープ機能を活用する。また、支障のない範囲で画面の輝度を低減する。
	・ 長時間使用しないOA機器はコンセントを抜き待機電力の消費を抑える。
空調の適正使用	・ 冷房の設定温度は26℃、暖房の設定温度は20℃を目安として、適切な温度調整に努める。
	・ 冷暖房の効果を高めるため、カーテンやブラインドを有効に活用する。
エレベーターの適正使用	・ 2UP3DOWN運動に努め、エレベーター使用を控える。
給湯の適正使用	・ 電気ポットは、低めの温度で保温し、長時間使用しないときはプラグを抜く。
エコスタイルの推進	・ 執務時間中のノーネクタイなどクールビズ、ウォームビズを推進する。
残業の抑制及び定時退庁の推進	・ 事務改善による時間外勤務の縮減に努めるとともに、ノー残業デーの実施を徹底する。

【省資源の推進】

取組項目	取 組 内 容
用紙の適正使用	・ 両面印刷、2 in 1 印刷等の実施、裏紙の利用を徹底する。
	・ タブレットやパソコン画面で確認できるものは印刷しない。
	・ 会議資料は簡略化するとともに、作成部数の適正化に努める。
	・ コピー機使用後は必ずリセットし、ミスコピーを防ぐ。
	・ 電子媒体による文書の共有化を図り、紙の使用枚数を削減する。
水道使用量の削減	・ 水の流し放し、出しすぎに注意する。
ごみの減量	・ 職場のごみ箱を削減し、不用意な紙の廃棄を減らす。
	・ 紙ごみのシュレッダー処理を必要最小限にする。
	・ 会議・イベント時などのごみ削減に努める。
	・ 不要なダイレクトメール、資料の受け取りを断る。
	・ 使用済みの用紙の裏紙利用や封筒を再利用する。
	・ 資料配布の際、封筒の使用は最小限にする。
	・ 古紙の再資源化を徹底する。
	・ 庁内メールや共有フォルダを活用し、ペーパーレス化を推進する。
リサイクルの推進	・ マイカップ、マイボトル、マイ箸を持参する。
	・ 排出されたごみは、分別を徹底し、資源化を図る。
	・ ごみの分別方法について統一した決まりを設けるとともに、職員全員に周知を行う。
	・ プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進める。
	・ 自動販売機で購入した飲み物のびん、缶、ペットボトルは自動販売機設置の回収箱等への返却を徹底する。



【公用車の適正使用の推進】

取組項目	取組内容
公用車の適正な使用	・ 公用車を更新するときは、ハイブリット車や電気自動車など環境負荷の少ない車の導入を進める。
	・ 公用車の定期的な点検、整備を実施する。
エコドライブの推進	・ 発進時はゆとりを持って加速する。
	・ ムダなアイドリングはやめる。
	・ 車間距離にゆとりをもって、加速、減速の少ない運転を心がける。
	・ 減速時は早めにアクセルを離す。
	・ エアコンの使用は適切に。
	・ 渋滞を避け、余裕をもって出発する。
	・ 不要な荷物はおろす。
公用車以外の交通手段の利用	・ 出張時は、公共交通機関の利用に努める。
	・ 近距離は徒歩、自転車、バイクで移動する。

【環境に配慮した物品購入の推進】

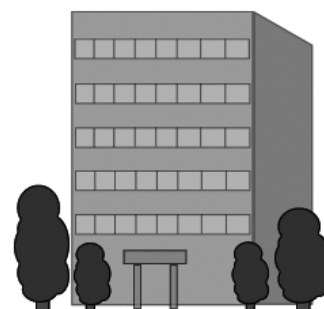
取組項目	取組内容
グリーン購入の推進	・ 事務用品は、エコマークなど環境ラベリング対象製品を優先的に購入する。また、詰め替えやリサイクルが可能な製品の購入に努める。
印刷物の適正購入・発注	・ 印刷物を購入及び外部発注する場合の部数を必要最小限にする。
事務用品の再使用・長期使用	・ ファイル、バインダーなどの事務用品は再使用、長期使用する。
	・ 事務用品の適正な在庫管理に努め、計画的に購入する。
事務機器、OA機器、その他電気機器の適正購入・適正使用	・ 机などの事務機器の不具合や電気機器などの故障時には修繕に努め、長期使用を図る。
	・ 電気製品は、耐用年数が長く、省エネルギータイプで環境負荷の少ない製品を購入する。

2. 庁舎・施設管理所属職員等の取組

庁舎や施設の設備機器の買替の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に更新することや再生可能エネルギーを導入することが、最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の日常的な保守・点検や運転制御、補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

【庁舎設備機器等の適正管理】

取組項目	取 組 内 容
照明設備	・ 業務に支障のない範囲内において、昼休みの消灯や廊下等の間引き消灯を行う。
	・ 施設内照明のスケジュール点灯を実施する。
	・ 外灯等の点灯時間の季節別管理を行う。
	・ 照明点灯範囲を細分化する。
空調・ 換気設備	・ 室内温度は、暖房20℃、冷房26℃を目安とした適温設定を徹底する。
	・ 中間期における外気冷房を実施する。
	・ 間欠運転を実施する。
	・ 全熱交換型換気扇を適切に運用する。
水の適正管理	・ 必要最小限の水量となるよう元栓を調整するよう努める。
	・ 定期的な点検等により、漏水の早期発見に努める。
自動販売機の 管理	・ 自動販売機を更新する場合には、省エネ型の機器への更新を検討するよう設置者に要請する。
その他	・ デマンドの管理を行う(ピーク電力の削減)。



【庁舎設備機器等の省エネ化】

取組項目	取 組 内 容
照明設備	・ LED照明など高効率の照明を導入する。
	・ 昼光制御、人感センサー等調光制御システムを導入する。
空調設備	・ エネルギー消費効率の優れた設備を導入する。
公用車	・ 次世代自動車を採用する。
再生可能エネルギー	・ 町有施設に太陽光パネルなどの再生可能エネルギーの導入を推進する。
その他	・ 町有施設のデータを集中監視装置で一元的に管理する。
	・ 環境負荷の少ない建築資材、建設機械、工法等に配慮する。
	・ リース契約を活用し、高効率設備機器を導入する。
	・ 町有施設及びその敷地の緑化に努める。
	・ 設備改修等については、省エネ法に基づく中長期計画により、設備改修等を推進する。

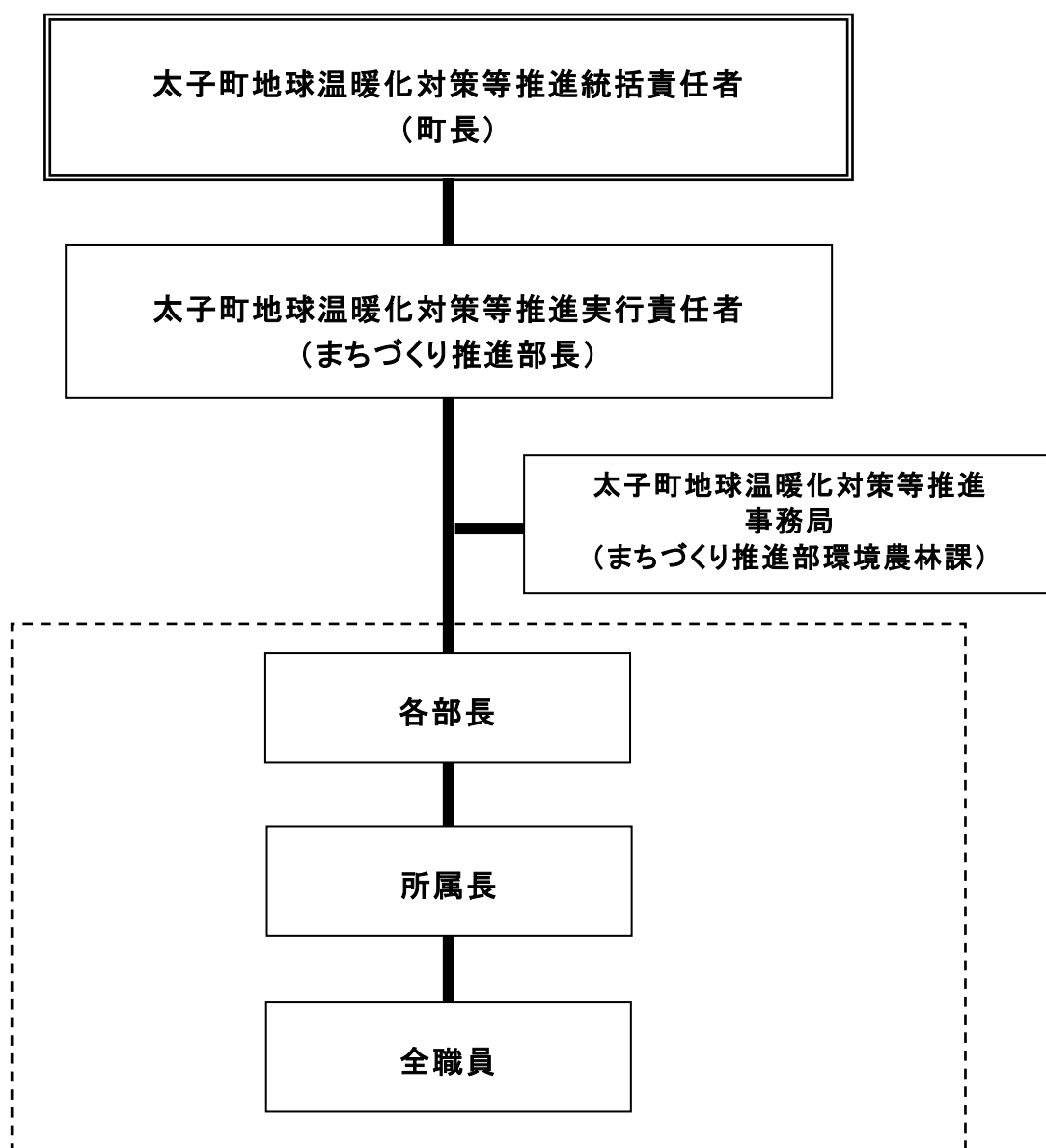


第4章 計画の進行管理

1. 推進体制

「第2次太子町エコチャレンジ・プラン」は、次の体制で実施します。

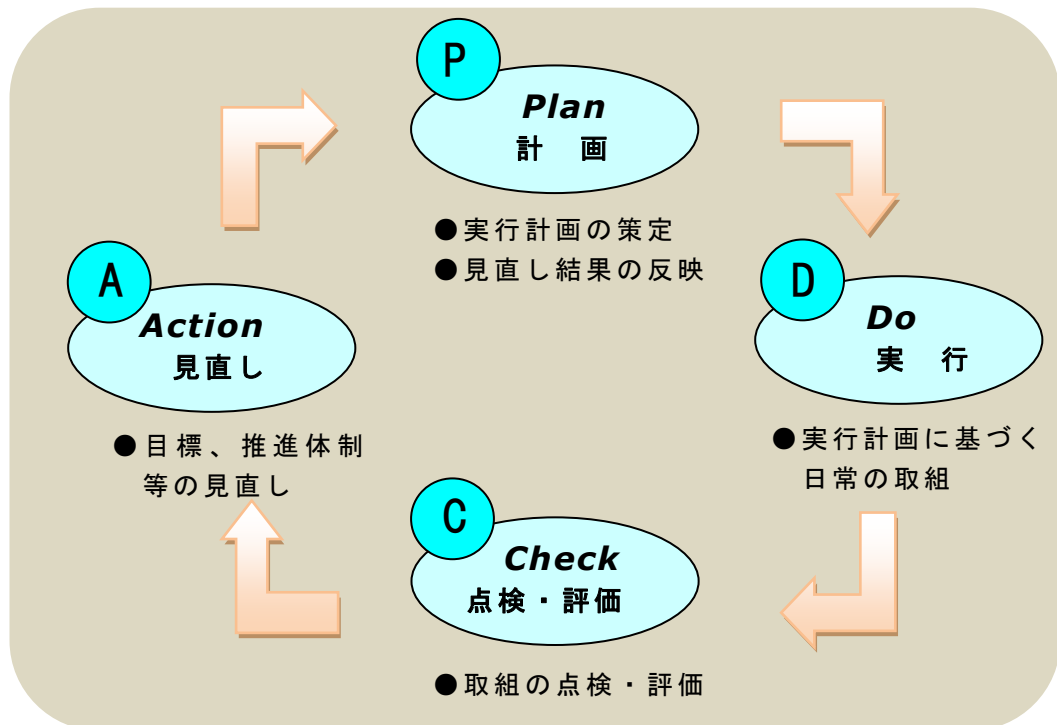
推進体制図



2. 進行管理の仕組み

「第2次太子町エコチャレンジ・プラン」の仕組みは次のとおりです。

進行管理の仕組み図



①計画（Plan）

各所属は、「太子町地球温暖化対策実行計画」に示された取組を確認する。

②実行（Do）

職員一人ひとりが、それぞれの事務事業の執行の際に、計画に基づく日常的な省エネ・節電等の取組を実施する。

③点検・評価（Check）

各課・施設等は、日常的な省エネ・節電等の取組の周知徹底に努めるとともに、エネルギー使用量等の実績を把握し、年1回事務局へ提出する。

事務局は、日常的な取組の推進に必要な情報等を提供するとともに、各課・施設等のエネルギー使用量等の実績をとりまとめ、太子町役場全体の温室効果ガス排出量を把握し、実行責任者に報告する。

実行責任者は、実行計画の進捗状況及び温室効果ガス削減目標値の達成状況を確認し、年1回統括責任者に報告する。

④見直し（Action）

統括責任者は、実行責任者の報告内容を踏まえ、計画の見直しを含め関係各課等に必要な指示を行う。

⑤実績の公表

計画の進捗状況や取組の成果等を、事務局がとりまとめ、ホームページなどで公表し、住民や事業者等の理解を得られるようにする。

参考資料

参考資料1 対象施設一覧

施設名称	施設名称
太子町役場庁舎	磯長台第2公園
太子町立万葉ホール	宗門池公園
太子町立保健センター	太子第1号公園
太子町立生涯学習センター	塚の前公園
富田林市消防署太子分署	落原公園
太子町立磯長小学校	金井戸公園
太子町立山田小学校	東条公園
太子町立中学校	葉室公園
太子町立幼稚園	中山第1公園
太子町立学校給食センター	中山第2公園
太子町立公民館	内之町公園
太子町立総合スポーツ公園	畑薬師山公園
太子町立竹内街道歴史資料館	どろんこふれあい広場
大道旧山本家住宅	落原第2公園
太子町立総合福祉センター	葵公園
太子町立グラウンドゴルフ等多目的交流広場	陵西台公園
道の駅「近つ飛鳥の里・太子」	さくら公園1
太子町竹内街道交流館	さくら公園2
太子・和みの広場	四季の街公園1
聖和台第1公園	四季の街公園2
聖和台第2公園	山田西ちびっこ広場
聖和台第3公園	さつきヶ丘公園
聖和台第4公園	各施設保有の公用車
磯長台第1公園	

参考資料2 エネルギー使用量報告書

記入組織

所 属 名		※黄色の該当部分のみご記入ください。当該期間（〇〇年４月～〇〇年３月）の使用実績がない項目については、記入の必要はありません。
施 設 名		
記 入 者		
調査対象年度	〇〇年度	

燃料・電気の使用量

調 査 項 目		単 位	〇〇年度分実績
エネルギーの使用量	ガソリン（公用車以外）	ℓ	
	灯油	ℓ	
	軽油（公用車以外）	ℓ	
	液化石油ガス(LPG)	N m ³	
	電力	Kwh	
公用車で使用する 燃料の使用量	ガソリン	ℓ	
	軽油	ℓ	
公用車の走行距離	ガソリン	Km	
	軽油	Km	
公用車の台数		台	

第 2 次太子町エコチャレンジ・プラン

太子町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 5（2023）年 5 月

■発行 太子町

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

TEL：0721-98-0300（代表）

FAX：0721-98-4514